

鳥取県障害福祉サービスに関する条例関係独自基準一覧

	項目	内容	サービス	該当箇所	該当条文等
条例	暴力団排除	暴力団やその関係者の排除規定を追加した。	共通	第3条	法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を持つ法人を除く。
	虐待防止	虐待防止法に係る規定を追加した。	共通	別表第1サービスの提供の項第2号 別表第2サービスの提供の項中欄第1号 別表第3サービスの提供の項中欄第1号 別表第4サービスの提供の項第2号 別表第5サービスの提供の項第2号 別表第6サービスの提供の項第2号 別表第76サービスの提供の項中欄第1号 別表第87サービスの提供の項中欄第1号 別表第98サービスの提供の項中欄第1号 別表第109サービスの提供の項第2号(別表第6準用)	利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。
	サービスの評価結果の周知	サービスの評価結果を利用者とその家族に周知する規定を追加した。	共通	別表第1サービスの提供の項第5号 別表第2サービスの提供の項中欄第6号 別表第3サービスの提供の項中欄第6号 別表第4サービスの提供の項第7号 別表第5サービスの提供の項第5号 別表第6サービスの提供の項第8号 別表第76サービスの提供の項中欄第6号 別表第87サービスの提供の項中欄第6号 別表第98サービスの提供の項中欄第6号 別表第109サービスの提供の項第8号(別表第6準用)	利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
	非常災害対策	非常災害対策について周知対象に利用者とその家族を追加した。	共通(居宅介護等、重度障害者等包括支援を除く。)	別表第2サービスの提供の項中欄第5号 別表第3サービスの提供の項中欄第5号 別表第4サービスの提供の項第6号 別表第6サービスの提供の項第7号 別表第76サービスの提供の項中欄第5号 別表第87サービスの提供の項中欄第5号 別表第98サービスの提供の項中欄第5号 別表第109サービスの提供の項第7号(別表第6準用)	非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。
	サービス提供記録	いわゆる居住系事業所においてもサービスの提供記録の確認を都度受けることとした。	療養介護 GH 宿泊型自立訓練 GH	別表第2サービスの提供の項右欄第1号 別表第6サービスの提供の項第1号 別表第76サービスの提供の項右欄第1号 別表第109サービスの提供の項第1号(別表第6準用)	サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。
	共同生活住居の設備	共同生活住居の必置設備に食堂、便所、浴室、その他日常生活を営む上で必要な設備を追加した。	GH GH	別表第6設備の項第2号(3)～(6) 別表第109設備の項(別表第6準用)第2号(3)～(6)	共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。 (1) 2室以上10室以下の居室 (2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備 (3) 食堂 (4) 便所 (5) 浴室 (6) その他日常生活を営む上で必要な設備
	記録の保存年限	サービスに係る記録の保存年限を規定した。	共通	別表第1～第109の記録の作成及び保存の項	(1) 決算書類 30年間 (2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間 (3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間
	地産地消	食事の提供を行う場合、県内生産物を利用する努力規定を追加した。	共通(居宅介護等、療養介護、重度障害者等包括支援、GH、GHを除く。)	別表第3サービスの提供の項中欄第26号 別表第4サービスの提供の項第18号 別表第76サービスの提供の項中欄第22号 別表第87サービスの提供の項中欄第19号 別表第98サービスの提供の項中欄第18号	食事は、あらかじめ作成された献立に従って、利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮し、適切な時間に提供するとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事を提供しよう、必要な栄養管理を行うこと。また、その材料には、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。
	計画の見直し	いわゆる訪問系事業所の居宅介護等計画の見直し期限を規定した。	居宅介護等	別表第1個別支援計画の項第2号	計画は、少なくとも6月に1回以上点検し、必要に応じて変更を行うこと。